

2027 年度 中央大学高等学校 理科 常勤講師募集要項

1 職種、募集教科及び人数

専任教諭 理科（担当予定科目：化学または物理） 1 名

2 応募資格

ア) 中央大学の附属の高等学校での教育に関心と意欲のある者

イ) 4 年制大学卒業以上の者または 2027 年 3 月卒業・修了見込みの者

※担任経験を有していることが望ましい

ウ) 募集教科の高等学校教諭免許状を取得した者、または 2027 年 3 月迄に取得見込みの者

※中学免許を取得していることが望ましい

3 採用年月日

2027 年 4 月 1 日付 ※試用期間：なし

4 勤務条件等

ア) 給与

学校法人中央大学「中学校・高等学校教員給与規則」に基づき支給します

給与モデル：年額 4,500,000 円程度（大卒初任給） ※賞与含む、別途交通費支給（上限月額 15 万円）

イ) 就業時間（休憩時間含む）

9 時～17 時 45 分（休憩 45 分含む）

※本校は、中学校・高等学校教員就業規則に基づき変形労働制を採用しており、次年度も引き続き採用する予定です。

ウ) 休日

日曜日、祝日、創立記念日 他

エ) 社会保険

各種完備

オ) 勤務地

中央大学高等学校 [学校法人中央大学が設置する昼間定時制の普通科共学校、生徒数 476 名]

〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27（中央大学理工学部後楽園キャンパス内）

学校ホームページ <https://www.cu-hs.chuo-u.ac.jp/>

カ) 受動喫煙防止措置の状況

屋内原則禁煙

5 応募書類

イ) 履歴書（本校ホームページよりダウンロードし、プリントアウトした用紙を使用すること。）

・本人自筆により記入のうえ、写真を貼付すること。

・都道府県教員採用試験を受検した者（私学適性検査は過去のものがあればそれを記入）は、その結果を記入すること。

・志望動機欄には中央大学の設置する附属の高等学校、及び本校の教員を志望する理由を記入すること

ロ) 学部の卒業証明書または同見込証明書及び大学院（該当する場合）の修了証明書または同見込証明書

ハ) 学部及び大学院（該当する場合）の成績証明書

ニ) 教員免許状の写しまたは同取得見込証明書

ホ)①本校は理科室など施設的な制約で実験を十分に行うことが難しい環境にあります。授業の中でどのような工夫によって補えると思いますか。ご自身が考える授業像を 1000 文字程度で具体的に述べてください。(A4版、ワード・横書き)

②本校の概要を学校ウェブサイトでご覧いただいた上で、常勤講師としての勤務するにあたり、ご自身がどのように貢献できるか 1,000 文字程度で述べてください。担任経験がある場合は、学級運営についても言及してください。

(A4版1枚、ワード・横書き)

へ)健康診断書(公的機関または総合病院にて 6 ヶ月以内に受診したもの)

・診断項目:身長・体重・視力・聴力・血圧・胸部X線・尿検査

ト)応募書類は選考終了後、責任をもって破棄処分します。

※個人情報採用以外の目的には使用しません。応募の秘密は厳守します。

6 応募方法

上記の応募書類 イ) ～ ト)を「簡易書留」にて本校事務室宛に郵送(「教員応募書類在中」と朱筆)のこと。

※送付先住所は4. 勤務条件等オ)勤務地に同じ。

7 募集締め切り

2026 年 9 月 7 日(月) 郵送必着

8 選考方法

① 第1次選考:書類選考(1次選考合格者には、9月10日(木)までに電話で連絡します。)

② 第2次選考選考日:2026 年 9 月 27 日(日)

筆記試験及び面接(第1次選考合格者のみ)

③ 第3次選考選考日:2026 年 10 月 17 日(土)

模擬授業及び面接(第2次選考合格者のみ)

9 問い合わせ先

中央大学高等学校事務室 TEL 03-3814-5275(月曜～金曜:午前9時より午後5時迄)

【参考】交通

○東京メトロ丸ノ内線・南北線「後樂園」駅下車、徒歩5分

○都営地下鉄三田線・大江戸線「春日」駅下車、徒歩7分

○JR総武線「水道橋」駅(西口)下車、徒歩15分

10 その他

・任用期間は、2027 年 4 月 1 日から 1 年間(単年度契約)

※次年度以降再任した場合は、通算して 3 年を超えることはできません。また学校法人中央大学において継続して任用契約がある場合(任用契約の終了日から 6 カ月を超えていない場合を含む。)には、その任用期間と合算して 5 年以内となります

※本業務に従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

※特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。